

岩手県教育表彰実施要綱（昭和51年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月26日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

改正前	改正後
<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育 次に掲げるもの ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>スポーツ</u> 次に掲げるもの ア <u>指導者として活動し、スポーツの振興に顕著な功労があった者</u> イ <u>競技者として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者</u> ウ <u>地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体であって、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</u></p> <p>(4) 学術、<u>文化</u> 次に掲げるもの ア [略] イ <u>芸術、生活文化等芸術文化の各分野における創作、普及等の諸活動を通じ、芸術文化の振興に著しく寄与した者</u> ウ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育 次に掲げるもの ア・イ [略] <u>ウ 部活動等の指導に尽力し、教育上顕著な成果を挙げた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 学術、<u>文化財</u> 次に掲げるもの ア [略] <u>イ</u> [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	